

京都市交通局管理規程 10-1 (京都市交通局厚生会規程) の全部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局管理規程 10-1

京都市交通局厚生会規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都市交通局厚生会条例 (以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第 2 条 京都市交通局厚生会 (以下「会」という。) の事務所は京都市中京区壬生坊城町 48 番地京都市交通局内に置く。

(事業)

第 3 条 会は、条例第 1 条第 1 項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 給付事業
- (2) 福祉事業
- (3) 局より指示された事業
- (4) その他会の目的達成のため必要とする事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 管理者
- (2) 局の職員
- (3) 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項に掲げる派遣職員
- (4) 局及び会の非常勤嘱託員のうち企業職給料表第5表の適用を受ける者
- (5) その他会長が認めたもの
(特別会員)

第5条 会長が特に必要と認めるときは、前条に規定する者以外の者を特別会員とすることができる。

2 特別会員の取扱いについては、別に定める。

(会員の資格の得喪及び停止)

第6条 前2条に規定する者は、職員となった日から、会員の資格を取得する。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日から会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職（退職派遣者を除く。）又は解嘱したとき
- (3) 局以外の本市の他任命の部局へ転任したとき

3 会員が、懲戒処分として停職を命ぜられたときは、会員の資格を停止することがある。

(会員である期間)

第7条 会員である期間は、会員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもって終るものとする。

- 2 財団法人京都市職員厚生会，京都市消防局職員厚生会又は京都市上下水道局職員等厚生会の会員が，引き続きこの規程による会員となったときは，それぞれの職員厚生会の会員であった期間は会の会員たる期間とみなす。

(身分異動通知)

第8条 局の職員課長，又は会の常務理事は，会員の資格の取得，喪失，所属又は給料の異動，住居の変更について，速やかに会へ通知しなければならない。

- 2 局以外の京都市の機関からの転入により会員となった者については，前条2項の職員厚生会の会員期間を記載しなければならない。

(会員台帳)

第9条 会は会員台帳を整備しなければならない。

(会費)

第10条 会員は，会の運営に要する費用にあてるため，会費を負担しなければならない。

- 2 会費の額は，会員の給料又は報酬の月額 $1,000$ 分の 5 とする。
- 3 管理者は，会費及び会員が会に対して支払うべき会費以外の金額を，会員である職員の給与を支給する際，その給与から控除し，会員に代り直ちに会に払い込むものとする。

第3章 給付・福祉事業

(給付)

第11条 会は，次に掲げる給付を行う。

- (1) 災害給付
- (2) 特別給付

- 2 前項に規定する給付の種類及び支給に関し必要な事項は，別に定める。

(福利厚生事業)

第12条 会は、前条に規定する給付を行うほか、会員の福祉を増進するため、次の福利及び厚生に関する事業を行う。

- (1) 会員の文化教養体育向上のための事業
- (2) 会員の利用に供する財産の取得及び管理運営
- (3) 会員に対する貸付事業
- (4) 管理者から受託した会員からの貯金事業
- (5) その他条例第1条第1項の本会目的達成のため必要な事業

2 前項に規定する事業を行うために必要な事項は、別に定める。

第4章 財務

(会の経費)

第13条 会の経費は、会費、局補給金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第14条 会の事業年度は、局の事業年度による。

(局補給金)

第15条 局は、毎年度次に掲げる金額を負担し、必要な時期に会に支出する。

- (1) 会費総額の相当額以上の金額
- (2) 会の事務に要する費用の一部

第5章 役員及び職員

(役員の任命等)

第16条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 16名（うち副会長1名、理事長1名、副理事長1名、常務

理事 2 名)

(3) 監事 2 名

(資格)

第 17 条 前条の役員は、会員でなければならない。

(選任)

第 18 条 会長は管理者をもって充てる。

2 副会長は、理事の互選により会長が任命する。

3 理事長は、次長をもって充てる。

4 副理事長は、企画総務部長をもって充てる。

5 常務理事は、理事の互選により定める。ただし、そのうち 1 名は職員課長をもって充てる。

6 理事（副会長、理事長、副理事長及び職員課長をもって充てる常務理事を除く。）は、会員のうちから会長が任命する。

7 監事は、理事会の推せんした会員のうちから会長が任命する。ただし、そのうち 1 名は財務課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第 19 条 会長は、会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会長が定めるところにより会の業務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。

6 理事は、会の業務に参画する。

7 監事は、会の財産及び業務の状況を監査する。

(権限の委任)

第20条 会長は、交通局との間における契約及び交通局に対する申請等別に定める業務については、理事長にその権限を委任することができる。

(役員任期)

第21条 理事及び監事の任期は、1年とする。ただし、重任できるものとする。

2 欠員により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務長)

第22条 会に事務長を置き、職員課福利厚生係長をもってこれに充てる。

(職員)

第23条 会に必要な職員を置くことができる。

第6章 理事会

(理事会)

第24条 会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事及び監事をもって組織し、次の事項について審議する。

- (1) 例規の制定及び改廃に関すること
- (2) 毎事業年度の予算を定め、決算を認定すること
- (3) 重要な財産の取得または処分に関すること
- (4) 新規事業の実施に関すること
- (5) その他重要な事項

第25条 理事会は、会長が招集し、副理事長が議長となる。

2 理事会は定数の3分の2以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長が決定する。

第26条 5人以上の理事から、会議の目的事項を示して理事会招集の請求があったときは、会長は5日以内にこれを招集しなければならない。

第5章 雑則

第27条 この規程の施行について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行の際、現に改正前の施行により選任され、会の理事、監事の職にある者は、この改正規程により選任されたものとみなし、その者の任期は、改正前の規程により選任された日から起算するものとする。